

議案第37号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まずは、1ページ目を御覧ください。

今般の条例改正理由は大きく2点ございます。まず1点目は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う改正であり、2点目は賦課限度額及び軽減判定所得の変更でございます。

2ページ目を御覧ください。

まずは子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う改正について御説明いたします。

(1) 改正理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされることに伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正されました。ついては、本市の国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、大津市国民健康保険条例の一部を改正す

るものです。

(2) 改正内容については、保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加いたします。子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額といたします。なお、子ども・子育て支援納付金賦課額については、18歳以下の被保険者均等割額は全額軽減措置を講じます。

3 ページ目を御覧ください。

(3) 影響世帯数の見込みでございますが、対象となるのは国保加入の全世帯であり、保険料としましては全世帯で1億7,653万6千円となる見込みです。(4) 施行期日につきましては令和8年4月1日となります。

4 ページ目を御覧ください。

こちらは子ども・子育て支援納付金のイメージでございます。そもそも、これまで基礎分（いわゆる医療給付費分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの保険料に、新たな保険料、子ども・子育て支援金分が追加されることとなります。

少子化が進む我が国において、社会全体で子ども・子育て世帯を

応援するために、こども未来戦略に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充が行われています。その財源として必要となる3.6兆円のうち1兆円程度について社会保障全体で集める子ども・子育て支援納付金が充てられることとなります。この支援金のうち8.3%は後期高齢医療制度で、残りの91.7%のうち23%を国民健康保険で、残り68%を被用者保険で賄うこととなります。

ただし、単に支援金を徴収するということではなく、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによる実質的な社会保障負担軽減効果の範囲内で導入することとされております。

5 ページ目を御覧ください。

加入者一人当たりの平均月額について、社会保障ごとにまとめたものとなります。このように令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築することとなっております。

6 ページ目は、子ども・子育て支援納付金の用途を示したものであり、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに使用されます。

7 ページ目は18歳以上被保険者均等割について御説明をしております。国民健康保険料は、所得に応じて賦課される所得割、被保険者一人ずつに賦課される均等割、世帯ごとに賦課される平等割の

3つがございます。このうち均等割について、子ども・子育て支援金分では、18歳未満の被保険者に賦課される保険料を、18歳以上の被保険者で負担することとなります。

8ページ目からは今回の改正の大きな理由の2つ目、賦課限度額及び軽減判定所得の変更について御説明いたします。(1)改正理由は令和8年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することが決定し、これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部が改正されました。ついては、本市の国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、大津市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

(2)改正内容は国民健康保険の保険料の基礎分に係る賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を引き上げるものです。(3)施行期日は、令和8年4月1日であります。

9ページ目を御覧ください。

このページは厚生労働省が作成した資料です。参考にしていただ

ければと思います。

なお、賦課限度額の見直しについては、資料の2制度の内容の右側【改正後】の箇所に赤字で記載しているように、今回の賦課限度額の見直しは中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険料の見直しを可能とするものです。

10ページ目を御覧下さい。

(1)は賦課限度額の見直しの改正内容です。基礎分に係る賦課限度額が66万円から67万円に引き上げとなります。(2)は今回の改正による影響見込みで、令和8年1月時点での影響世帯数は約550世帯、保険料収入に影響を与える額は約530万円の増収となる見込みです。(3)は、賦課限度額の改正の経過です。

11ページ目を御覧下さい。

(1)は、軽減判定所得の見直しの改正内容です。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を30万5千円から31万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘じる金額を56万円から57万円に引き上げるものです。(2)は今回の改正による影響見込みで、新たに軽減の対象となる世帯は、約148世帯、保険料収入に影響を与える額は、約540万円の減収と

なる見込みです。

1 2 ページ目を御覧ください。

(3) は所得判定基準額の改正経過でございます。

1 3 ページ目の (4) は所得判定基準額による軽減の実績であります。

なお、新旧対照表につきましては、別途資料を添付しております。

説明は以上であります。

ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。